

# 小児用肺炎球菌(13価)ワクチン接種をご希望の方へ

## ～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください。～

### 1. 小児の肺炎球菌感染症について

肺炎球菌は、乳幼児の鼻咽頭に高率に存在する常在菌で、小児の細菌感染症の主な原因菌です。日本の小児において、菌血症72%、中耳炎31.7%、細菌性髄膜炎19.5%で肺炎球菌が原因となっているという報告があります。

### 2. 小児用肺炎球菌ワクチンの有効性について

小児用肺炎球菌ワクチンは、生後2ヶ月齢以上6歳に至るまでのお子さんに接種することができるワクチンです。  
(野木町の助成対象者は5歳に至る間まで)

このワクチンの接種によって肺炎球菌による重い感染症(細菌性髄膜炎、敗血症など)を予防することが期待されます。

### 3. 接種スケジュールについて

接種年齢は、2ヶ月以上になれば受けられます。

#### 標準スケジュール

- ・接種開始：2ヶ月以上 7ヶ月未満(初回免疫3回+追加免疫1回)

標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回接種。

追加免疫は初回免疫終了後60日以上の間隔を置いた後であつて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準として12ヶ月齢

～15ヶ月齢の間に行う。

※初回2回目の接種が生後12月を超えた場合、初回3回目の接種は行わないこと。  
追加接種は実施可能。

#### 標準スケジュールがずれた場合のスケジュール

- ・接種開始：7ヶ月以上12ヶ月未満(初回免疫2回+追加免疫1回)

標準的には生後13月までに27日以上の間隔で2回接種、追加免疫とは初回免疫終了後60日以上の間隔で1回接種。

※初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。  
追加接種は実施可能。

- ・接種開始：1歳以上2歳未満(2回免疫)

60日以上の間隔で2回接種

- ・接種開始：2歳以上9歳以下(1回免疫)

1回接種

### 4. 接種を控えるべき方について

- ① 明らかに発熱している方(通常は37.5℃を超える場合)
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンの成分または破傷風トキソイドによってアナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

## 5. 接種上の注意について

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- ① 心臓血管系疾患，腎臓疾患，肝臓疾患，血液疾患，発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 過去に予防接種で接種後2 日以内に発熱，全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ このワクチンの成分または三種混合ワクチンに対してアレルギーをおこすおそれのある方

## 6. 接種後は以下の点に注意してください

- ① 接種後30 分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6 日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、このワクチンは他のワクチンとの同時接種が可能ですので、同時接種を希望する場合には、医師にご相談ください。
- ⑤ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑥ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

## 7. 副反応について

小児用肺炎球菌ワクチンの臨床試験でみられた副反応は、注射部位の症状(赤み，硬結，腫れ，痛みなど)，発熱(37.5 C以上)などです。ただし，非常にまれですが，次のような副反応が報告されています。

(1) ショック，アナフィラキシー様反応(通常接種後30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)。

(2) けいれん

(3) 血小板減少性紫斑病

気になる症状があるときは医師にご相談ください。

## 8. 健康被害救済について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。(予防接種と健康被害との因果関係を国の審査会にて審議し予防接種によるものと認定された場合)

問合せ先 野木町健康福祉課健康増進係 TEL 57-4171
--------------------------------------